



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
総務企画部 総務班
〒753-0072 山口市大手町9番6号
TEL:083-924-2777 FAX:083-924-2792
Email : ygshakyo@orange.ocn.ne.jp
URL : http://www.yamaguchikensyakyo.jp

平成31年3月1日発行

※県社協ニュース“やまぐちのふくし”では、毎月1回発行し、制度や施策の動向など、随時情報提供していきます。



表紙写真/藤津 忍

「やまぐちのふくし」の表紙写真を募集しています。詳しくは、総務班までお問合せください。



トピックス

- 平成31年度を受審施設・事業所募集の御案内～福祉サービス第三者評価を受けてみませんか?～ 2
- おいでませ! シニア隊の活躍について 3
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金のご案内 4
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金のご案内 5
- 「2019年県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち」に参加しました! 6
- 「認知症コールセンター」のご案内/関係団体からのお知らせ 7
- 助成のご案内 8
- 寄附・寄贈 9

平成31年度を受審施設・事業所募集の御案内 ～福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？～

福祉サービス第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。山口県社会福祉協議会は、山口県から認証を受けた県内で唯一の評価機関です。

【福祉サービス第三者評価事業の目的】

- 個々の事業者が社会福祉事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけること。
- 評価を受けた結果が公表されることにより、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

【受審事業所からいただいた声】

- ◎ 問題点を改善するための効果的かつ具体的な目標設定が可能になりました！
- ◎ 職員の自覚と改善する意欲が生まれました！
- ◎ 信頼の獲得と質の向上が図られました！



【受審の流れ】

(1) 契約締結

↓
評価料金は、高齢者、障害児・者の施設・事業所、救護施設、婦人保護施設、保育所は1事業につき250,000円（税込）、社会的養護関係施設は308,000円（税込）です。

(2) 自己評価の実施・事前書類の提出

↓
訪問調査の前に自己評価を実施し、事前提出書類を本会に提出します。

(3) 訪問調査の実施（1日）

↓
評価調査者が施設・事業所を訪問し、1日かけて調査を行います。

(4) 評価結果の報告、公表

山口県及び本会のホームページ、WAMNET等で公表します。

評価の公表期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間です。

社会福祉法人改革を含む論議の中で、「法人組織の体制強化」「法人運営の透明性の確保」が社会福祉法人の在り方として求められております。第三者評価の受審はそのような項目と密接に関連があります。

第三者評価事業は福祉サービスの質の向上を促すためのシステムのひとつです。社会福祉法人の関係者の皆さまへは、文書にてご案内いたしますのでご確認ください。

申込締切日は4月26日（金）です。福祉サービス第三者評価を受けてみませんか？

◆問合せ先 総務企画部 福祉振興班
TEL：083-924-2799 FAX：083-924-2798
HP： <http://yamaguchi-hyoka.jp/>

おいでませ！シニア隊の活躍について

生涯現役推進センターの運営スタッフとしていろいろな行事に大活躍していただいている「おいでませ！シニア隊」（以下「シニア隊」という）。

今回は、シニア隊の方に運営スタッフとして参加した時の感想を書いていただきました。

ねんりんピック山口文化活動交流会 in 萩に参加して

おいでませ！シニア隊 仁王頭 實
田邊 時夫

シニア隊が色々な地域で活動していることを一般の方々にも知りたいと思いお手伝いをしています。当日は早朝から好天気にも恵まれ、多数の来場者が来訪されることを期待し、シニア隊12人が運営スタッフとして参加しました。今日は、受付係、案内係、舞台係としてそれぞれの持ち場で仲間同士連携して立派に成功をしなければと思っていました。

私たちは舞台係の裏方です。主役は舞台上で舞踊、歌、演奏などされる方々です。

私たちは舞台裏の薄暗い照明の袖裏で、次の演目の椅子、机、ピアノなどをマニュアルにそって短時間での道具の模様替えはなかなか大変でした。袖裏から垣間見る後期高齢者の歌声の豊かな声量、すばらしさはどこからでてるのかと不思議な気持ちになりました。また、指揮者の方もご高齢の方でしたが、「タクト」を握ると、背中がピリッと、堂々とした姿に今でも感動しています。

また、この様な機会があれば、是非参加したいと思っています。



文化活動交流会 in 萩にて

第35回全国都市緑化やまぐちフェア

「山口ゆめ花博」はなアクション(運営ボランティア)に参加して

おいでませ！シニア隊 小林 光恵

2018年9月14日から11月4日まで第35回全国都市緑化やまぐちフェア「山口ゆめ花博」が山口きらら博記念公園で開催されました。長期にわたる一大イベントに、少しでもお役に立てばと思い「おいでませ！シニア隊」として、山口ゆめ花博 はなアクション(運営ボランティア)に申し込みました。会場には老若男女、ひとり一人、意欲に燃えた面持ちで来られていました。私は、「おもてなし係」として、当日のイベント情報(チラシ)配付、車椅子・ベビーカーの貸し出し、会場内の巡視係を担うことになりました。チラシの配付時に様々な質問を受け、私たちが対応することが多くありました。また、ベビーカーの台数が足りなくて、大変申し訳ない思いもしました。会場内巡視ではトイレの花を新しい花と差し替える作業もおこないました。来園者の皆様がゆっくりと楽しく過ごしている様子を見て、私まで嬉しくなりました。



10月6日、満天の夜空に沢山の人の希望のメッセージを乗せた気球が、森のゾーンに現れました。周りはローソクの明かりとわずかな光だけです。事前にかかれたメッセージ付き花の種が赤・黄・青・桃色の光を放ちながら地上に降りてきました。私たちは綱を張り、種を集め、参加者の方々に持ち帰っていただくように手渡しお手伝いをしました。

ボランティアとして参加し、多くの方と共に夢のような素敵な時間を過ごすことができました。

◆問合せ先 地域福祉部 生涯現役推進センター

TEL：083-928-2385 FAX：083-928-2387



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金のご案内



1 資金の目的

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得をめざすひとり親家庭の親に対して、高等職業訓練促進資金を貸付けることにより、修業を容易にし、資格取得を促進して、自立の促進を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

山口県内に住民登録をしており、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関において、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、美容師等）を取得後、この資格を活かして山口県内で就職し、業務に従事しようとする、母子家庭の母または父子家庭の父。

3 資金の種類

入学準備金	
対象経費	養成機関への入学金、教科書代、教材費など一時的に必要な費用に限ります。
貸付額	50万円以内
償還免除	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に山口県内において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続いて従事したとき。
就職準備金	
対象経費	就職に伴い転居が必要となすときの転居費用 就職にあたり必要となる被服費、交通費など
貸付額	20万円以内
償還免除	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に山口県内において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続いて従事したとき。

4 貸付利子

- 連帯保証人を立てる場合は、無利子
 - 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
- ※詳しくは下記へお問い合わせください。

◆問合せ先 生活支援部 資金班
TEL : 083-924-2813 FAX : 083-922-1295



児童養護施設退所者等に対する自立支援資金のご案内

1 資金の目的

児童養護施設退所者等に対して、資金を貸付けることにより、就職や進学後の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的としています。

2 資金の種類

生活支援費	
貸付対象	児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
貸付期間及び貸付額	大学等に在学する期間とし、月額5万円
償還免除	5年間就業を継続したとき
家賃支援費	
貸付対象	進学者のほか、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれず、就職している者（以下「就職者」という。）
貸付期間及び貸付額	進学者は大学等に在学する期間、就職者は退所又は委託解除後就職してから2年間 貸付額は、1か月あたりの家賃相当額（居住地域の生活保護住宅扶助額を限度とする）
償還免除	5年間就業を継続したとき
資格取得支援費	
貸付対象	児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中で、就職に必要な資格の取得を希望する者
貸付金額	資格取得に要する費用の実費（上限25万円）
償還免除	2年間就業を継続したとき

3 連帯保証人

■原則として山口県内に居住する連帯保証人1名が必要です。

4 貸付利子

■無利子です。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

◆問合せ先 生活支援部 資金班
TEL：083-924-2813 FAX：083-922-1295



「2019年 県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち」に参加しました！

平成31年2月14日（木）に、維新百年記念公園・スポーツ文化センター（山口市）にて「2019年 県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち」が開催されました。

県内の高校1・2年生を対象に、県内進学・県内就職を通じて、地域産業を支える人材の育成及び地域の活性を担う若者の県内定住促進を図り、山口県の魅力を再認識してもらうためのもので、県内の大学や専門学校、さらには仕事や企業の紹介について、「学校案内」「学校体験」「仕事紹介」「仕事体験」「企業紹介」「進路相談」などのコーナーが設置され、生徒が各ブースを回り、説明を受けていました。

山口県福祉人材センターはお仕事紹介コーナーで参加し、「kaigo 維新祭」でグランプリ・準グランプリを受賞した福祉施設職員が、コーナーを訪問した51名の高校生の質問や相談に対応していただきました。



◆問合せ先 山口県福祉人材センター
TEL : 083-922-6200 FAX : 083-922-6652





「認知症コールセンター」のご案内

* 認知症に関する相談は「認知症コールセンター」へ
認知症に関する心配ごとや気になること、認知症の方の介護に関する悩み
などに対して、認知症の専門家や介護経験者等がご相談に応じます!!

たとえば、

- ◎家族や自分が認知症ではないかと気になる。
- ◎認知症に関する悩みをどこに相談してよいかわからない。
- ◎認知症の方の介護を経験した人と話がしたい。等

認知症コールセンター専用番号 TEL (083) 924-2835

相談時間 月・水・金の午前10時から午後4時まで（祝日はお休み）

◆問合せ先 生活支援部 生活支援班

TEL : 083-924-2845 FAX : 083-922-1295

関係団体からのお知らせ

平成31年春季山口県火災予防運動

実施期間：平成31年3月1日（金）～3月7日（木）までの 7日間

山口県防火標語 『まさかより もしもで確認 火の始末』

(平成31年)

《 重点目標 》

- 住宅防火対策の推進
- 野焼き火災や林野火災等予防対策の推進
- 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- 放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



みずほ教育福祉財団 助成事業のご案内

◇ 第36回「老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業」

高齢者を主な対象として活動するボランティアグループおよび地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心のボランティアグループに対し、活動において継続的に使用する用具・機器類の取得資金の助成が行われます。

【助成対象】

次の要件を満たすグループ

- ① 登録ボランティアスタッフ数が10人～50人程度
- ② グループ結成以来の活動実績が2年以上（2019年3月末時点）
- ③ 本助成を過去3年以内（2016年以降）受けていないこと
- ④ グループ名義の金融機関口座を保有し、規約（会則）、活動報告書類および会計報告書類が整備されていること

※ 法人格を有する団体、老人クラブ、自治会・町内会、これらの内部機関は対象外

【助成金額】 1グループにつき10万円を上限とする

【応募期日】 2019年5月24日（金）＜郵送必着＞



◇ 第17回「配食用小型電気自動車寄贈事業」

高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車（愛称：みずほ号）の寄贈が行われます。

【助成対象】

次の条件を満たす団体

- ① 高齢者を主な対象とし、原則として、1年以上継続して、週1回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること
- ② 法人・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスが全て行政からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと
- ③ 現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること

【寄贈内容】 配食用小型電気自動車 1台

【応募期日】 2019年6月7日（金）＜郵送必着＞

※ 応募要領、申請書は、みずほ教育福祉財団のホームページからダウンロードできます



◆申請書送付先、問合せ先

公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-5 みずほ銀行内

TEL：03-3596-4532 FAX：03-3596-3574

E-mail：FJP36105@nifty.com URL：http://www.mizuho-ewf.or.jp

公益社団法人 24 時間テレビチャリティー委員会より 福祉車両の贈呈が行われました

昨年 8 月に実施されました「24 時間テレビ 41 『愛は地球を救う』」では、山口県下の寄付金総額は 14,278,002 円、全国では 893,767,362 円が寄せられました。

今年度の寄付金をもとに、山口県内には 5 台の福祉車両の贈呈が行われることになりました。

平成 31 年 2 月 5 日（火）に、社会福祉法人美川福祉会 特別養護老人ホーム美川苑で福祉車両の贈呈式が行われました。他の 4 団体につきましては車両の準備ができ次第、贈呈されます。

【福祉車両の贈呈先】

入浴専用車	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会（長門市）
リフト付バス	社会福祉法人 ふたば園（萩市）
スロープ付軽自動車	社会福祉法人 うちうみ会（平生町）
//	社会福祉法人 美川福祉会（岩国市）
//	社会福祉法人 育修会（宇部市）



マスコットキーを贈呈する
山口放送株式会社 岩田 幸雄 社長（左）と
贈呈を受ける
社会福祉法人美川福祉会 特別養護老人ホーム美川苑 山根 俊彦 施設長（右）

ありがとう



災害時の被災者支援活動のために 「レノファ山口オリジナル防災セット」をいただきました！

◆平成31年2月12日（火）



株式会社レノファ山口 様
公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 山口県協会 様
『レノファ山口 オリジナル防災セット』50セット

株式会社レノファ山口と公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）山口県協会では、レノファ山口FCの試合会場において、九州北部豪雨災害募金や介助犬支援募金、不要メガネの回収活動等を実施されています。

この度、災害により突然避難所生活を余儀なくされた人たちを支援するために、「レノファ山口オリジナル防災セット」を本会に寄贈していただきました。





地域福祉活動の充実のために福祉巡回車をいただきました

◆平成31年2月19日（火）

浄土真宗本願寺派山口教区 様 軽乗用車2台

浄土真宗本願寺派山口教区では、県内の市町における地域福祉活動の充実にあわせて少しでも役立ちたいという主旨で、平成5年から毎年県内の社会福祉協議会に軽乗用車を寄贈されています。

贈呈先 下関市社会福祉協議会 ・ 長門市社会福祉協議会



※寄附者、金額等は、御承諾いただいた内容を掲載しています。

御厚志 どうもありがとうございました





社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	【特約】徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お支払い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
-------------	-----------------	---	---

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護師の賠償責任補償
- オプション4 ●信用不動産賠償事故補償
- オプション5 ●クレーム対応サポート補償 **新設**

プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

① 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間：週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション：使用者賠償責任補償
- 新設**

② 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **新設**

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、見舞・引替保険です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL：03(3349)5137
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763